

議長（志村 忠昭）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5、議案第1号、多度津町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、議案第2号、多度津町企業立地促進条例の制定について提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

政策企画課長、河田君。

政策企画課長（河田 数明）

改めましておはようございます。

議案第1号及び議案第2号の提案説明を申し上げます。

まず議案第1号、多度津町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定につきまして、説明をさせていただきます。

今回の条例の制定につきましては、工場立地法が平成29年4月に一部改正されることに伴い、同法を準則に代えて適用すべき準則を地方自治体において定めることができることとなったことから、本町においてもこの条例を制定するものでございます。

その内容といたしましては、第1条で条例の趣旨として本条例が国の準則に代えて適用すべきものであると明記しております。

第2条は定義を定めるもので、この条例における用語は工場立地法において使用する用語の例によるものとしております。

第3条ではこの条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合を定めており、区域の範囲といたしましては甲種、乙種区域ともに規則で定める範囲とし、緑地面積の敷地面積に対する割合を甲種区域で100分の10以上、乙種区域で100分の5以上、また環境施設の面積の敷地面積に対する割合を甲種区域で100分の15以上、乙種区域で100分の10以上と定めております。

なお附則といたしまして、第1項で施行日を平成29年4月1日と定め、2ページをお開きください。

第2項でこの条例の制定に伴い、多度津町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止することとし、第3項では経過措置といたしまして、既存工場等の生産施設の面積の変更が行われるときの緑地及び環境施設の面積の算定式について定めようとするものでございます。

4ページをお開きください。

最後に第4項として前項の表における記号の数値について表しております。

続いてこれより議案第2号、多度津町企業立地促進条例の制定につきまして説明をさせていただきます。

今回の条例の制定につきましては、町内に工場等施設を設置する企業に対して一定の要件を満たす場合に助成措置を講じ、町内経済の活性化と雇用機会の拡大並びに人口減少の抑制に繋げ、町勢の発展に寄与することを目的に制定するものでございます。

その内容といたしましては、第1条でこの条例の目的を、第2条では定義として用語の意義を定めようとするものでございます。

2ページをお開きください。

第3条では助成企業の指定として、町長が助成する企業を指定することができることなどを、第4条では助成金の交付として助成金の額を規則で定めるものとし、助成金交付期間や助成金の限度額などを第5条では指定の取り消しとして、指定取り消しの要件について定めようとするものでございます。

3ページをご覧ください。

第6条では交付決定の取り消しについて、第7条では助成金の返還について、第8条では報告及び調査について、第9条では委任としてこの条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを定めようとするものでございます。

なお附則といたしまして、第1項で施行期日を平成29年4月1日とし、第2項でこの条例の制定に伴い多度津町工場誘致条例を廃止する旨を。

4ページをお開きください。

第3項では経過措置として、この条例の施行前に旧条例の規定により適用工場と指定されたものに係る取得土地奨励交付金については、なお従前の例によるものとするものを定めようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第1号及び議案第2号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。